

予算特別委員会資料

令和2年度予算説明書

危機管理室

目 次

I 令和2年度予算の概要

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 危機管理室予算編成方針 | 1 |
| 2 | 危機管理室主要施策 | 2 |

II 一般会計（予算第1号議案関係分）

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 歳入歳出予算一覧 | 6 |
| 2 | 歳入予算の説明 | 8 |
| 3 | 歳出予算の説明 | 10 |
| 4 | 債務負担行為 | 13 |

III 関連議案

- | | | |
|-------|--|----|
| 第1号議案 | 神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラ
の設置及び運用に関する条例の件 | 14 |
|-------|--|----|

I 令和2年度予算の概要

1 危機管理室予算編成方針

近年、自然災害は激甚化する傾向にあり、全国的にも多くの被害をもたらしている。また、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害に備えていくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催なども見据え、テロや感染症の流行など、様々の危機事象に対する即応力を強化していく必要がある。これらの状況を踏まえ、危機管理室では、危機管理体制を一層強化するとともに、市民の安全・安心を守るための施策を推進するため、次のとおり予算編成を行った。

まず、「危機管理体制の充実」として、急な豪雨の発生など、近年の気象災害の激甚化を踏まえ、気象の専門的知見を有する神戸地方気象台経験職員を「気象防災官」として配置する。また、様々な危機への迅速な対応力を強化するため、「初動対策員」の配置を進め、24時間365日初動体制を完成させる。

さらに、災害による停電時における避難者の情報端末の充電等に対応するため、緊急避難場所となる市立中学校へ充電バッテリーの整備を行うとともに、避難所等公的施設に対し、次世代自動車等による外部給電事業（神戸モデル）を推進する。また、津波や高潮等からの迅速な避難を呼びかけるため、臨海部に防災行政無線の屋外スピーカーを新たに7ヵ所整備するとともに、危機管理システムの運用に加え、新たにAIによる情報解析ツールを導入するなど、一体的な情報収集・伝達網の強化を図る。

次に、「安全で安心なまちづくりの推進」として、都心部の防災対策では、帰宅困難者対策を推進するため、一時滞在施設の拡充や、「都市再生安全確保計画」に基づく官民連携によるハード・ソフト対策の計画的な推進を図る。

また、土砂災害特別警戒区域に指定された地域とその周辺を中心に、地域団体等へ土砂災害からの避難について説明会の実施を呼びかけ、適切な避難行動等の啓発を行うとともに、ITに精通した民間人材との連携により、SNSを活用した災害情報共有システムの実災害での運用を行う。

さらに、子どもや女性に対する犯罪対策を主目的に、兵庫県警と連携して犯罪抑止効果の高い場所への防犯カメラ重点設置を進める。また、青色防犯パトロール活動を支援するため、青色回転灯等の必要な物品を支給するとともに活動実績に応じた報奨制度を拡充し、更なる活動の活性化を図る。

最後に、市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、四季の交通安全運動や、学校園や地域などで開催している交通安全教室等により啓発を推進する。また、アクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故を未然に抑制するため、安全運転支援装置の設置にかかる補助を行う。

2 危機管理室主要施策

[_____ は新規・拡充事業]

(1) 危機管理体制の充実

① 危機管理に関する計画の策定

ア 神戸市地域防災計画の修正

12,516千円

南海トラフ巨大地震や、多発する自然災害に対する国の防災基本計画の見直しなどを踏まえ、本市の対応について地域防災計画に位置づける。

② 危機対応力の向上

ア 初動体制の強化

35,464千円

急な豪雨の発生など、近年の気象災害の激甚化を踏まえ、よりの確な避難情報の発令や事前対策を推進するため、気象の専門的知見を有する神戸地方気象台経験職員を「気象防災官」として配置する。

また、様々な危機への迅速な対応力を強化するため、自衛隊や県警、海上保安庁経験職員を「初動対策員」として配置する。来年度は1名を増員して6名体制とし、24時間365日初動体制を完成させる。

イ 被災地への支援

1,500千円

国内各地で発生する災害への即応支援体制を強化するため、総務省の調整のもと、被災自治体の災害対応の統括支援を行う「災害マネジメント総括支援員」登録者について、危機管理業務経験職員を中心に大幅拡充を行う。

ウ 訓練の強化・充実

15,175千円

自然災害や大規模広域災害、テロ、感染症など様々な危機に迅速・的確に対応し、かつ増加が見込まれる外国人を含む観光客の安全を守るため、関係機関と連携し、効果的な訓練を実施する。

エ 災害時物資の円滑供給

6,154千円

本市が被災した場合の国・自治体からの救援物資等への対応について、配送の体制や情報伝達方法等を明確に示すことにより、大規模災害発生時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的とし、災害時物資円滑供給マニュアルの改訂及び訓練を行う。

オ 避難所等の環境整備

64,200千円

停電時における避難者の情報端末の充電等に対応するため、緊急避難場所となる市立中学校へ充電バッテリーを整備する。

また、避難所等公的施設に対し、EVやFCVなど、次世代自動車等による外部給電事業（神戸モデル）を推進する。

③ 情報収集・伝達体制等の強化

ア 情報収集・伝達網の整備

125,362千円

津波や高潮等からの迅速な避難を呼びかけるため、臨海部に防災行政無線の屋外スピーカーを新たに7ヵ所整備するとともに、監視カメラによる情報収集を行う。

また、危機管理システムの運用に加え、新たにAIによる情報解析ツールを導入するなど、一体的な情報収集・伝達網の強化を図る。

イ 災害時のドローンの活用

1,000千円

災害時のドローンの活用を推進するため、協定を締結した事業者と連携しながら、活用訓練及び災害現場対応での運用等を行う。

(2) 安全で安心なまちづくりの推進

① 都心部における防災対策の推進

ア 帰宅困難者対策の推進

11,620千円

「神戸市帰宅困難者対策基本指針」に基づき、一時滞在施設の拡充及び一斉帰宅抑制・利用者保護の推進を図る。

また、三宮駅周辺における滞在者等の安全性を一層高めるため、「都市再生安全確保計画」に基づき、官民連携によるハード・ソフト対策の計画的な推進を図る。

② 防災啓発の推進

ア 風水害からの適切な避難行動の啓発

4,220千円

土砂災害特別警戒区域に指定された地域とその周辺を中心に、地域団体等へ、土砂災害からの避難について説明会の実施を呼びかけ、適切な避難行動等の啓発を行う。

イ 防災啓発活動の推進 5, 536千円

市民の自己決定力の向上を浸透させていく取り組みとして、市内の大学やNPO、企業等と連携し防災啓発活動を推進する。
また、ITに精通した民間人材との連携により、SNSを活用した災害情報共有システムの実災害での運用を行う。

③ 連携による安全なまちづくり

ア 通学路や主要駅周辺等への防犯カメラの重点設置 378, 000千円

子どもや女性に対する犯罪対策を主目的に、兵庫県警と連携して犯罪抑止効果の高い場所への防犯カメラ重点設置を進める。

イ 犯罪被害者等の支援 4, 843千円

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等に寄り添い犯罪被害者等の支援を行う。

④ 地域活動への支援

ア 地域における防犯活動への支援 11, 991千円

地域団体が実施する防犯活動を支援するため、防犯カメラの新規設置にかかる経費および更新経費の補助を継続して行う。

また、青色防犯パトロール活動を支援するため、青色回転灯等の必要な物品を支給するとともに活動実績に応じた報奨制度を拡充し、更なる活動の活性化を図る。

⑤ 交通安全対策の推進

ア 交通安全施策の充実 99, 951千円

市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、四季の交通安全運動や、学校園や地域などで開催している交通安全教室等により啓発を推進する。

また、アクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故を未然に抑制するため、安全運転支援装置の設置にかかる補助を行う。

Ⅱ 一般会計(予算第1号議案関係分)

1 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳		入
款	項	金額
18 国庫支出金		3,700
	2 補助金	3,700
20 財産収入		100
	3 基金収入	100
21 寄附金		2,888
	1 寄附金	2,888
22 繰入金		9,809
	1 特別会計繰入金	9,809
24 諸収入		3,091
	7 雑入	3,091
25 市債		437,000
	1 市債	437,000
歳入合計		456,588

(単位 千円)

歳		出
款	項	金額
2 総務費		738,413
	1 総務費	738,413
3 市民費		450,321
	1 市民費	450,321
歳出合計		1,188,734

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比較	説明
18 国庫支出金	3,700	3,700	-	
2 補助金	3,700	3,700	-	
1 総務費補助	3,700	3,700	-	
4 災害対策事業費補助	3,700	3,700	-	都市再生安全確保計画の推進に係る補助金
20 財産収入	100	0	100	
3 基金収入	100	0	100	
1 基金収入	100	0	100	
16 災害救助基金	100	0	100	災害救助基金の運用
21 寄附金	2,888	2,583	305	
1 寄附金	2,888	2,583	305	
2 其他寄附	2,888	2,583	305	
2 危機管理室	2,888	2,583	305	防災対策充実のための寄附、暴力団追放支援のためのふるさと納税寄附
22 繰入金	9,809	1,004,637	△ 994,828	
1 特別会計繰入金	9,809	4,637	5,172	
1 下水道事業会計繰入金	137	137	0	
1 一般経費繰入	137	137	0	無停電電源装置の保守点検に係る経費の繰入
2 港湾事業会計繰入金	9,672	4,500	5,172	
1 一般経費繰入	9,672	4,500	5,172	初動対策員配置に係る経費の繰入
2 基金繰入金	0	1,000,000	△ 1,000,000	
1 基金繰入金	0	1,000,000	△ 1,000,000	
16 財政調整基金繰入	0	1,000,000	△ 1,000,000	災害救助基金の設立に係る経費の繰入
24 諸収入	3,091	101	2990	
7 雑入	3,091	101	2990	
9 雑入	3,091	101	2990	
2 危機管理室	3,091	101	2990	危機管理情報システム保守に係る設備利用料等

25 市債	437,000	315,000	122,000	
1 市債	437,000	315,000	122,000	
9 其他	437,000	315,000	122,000	
1 危機管理対策事業公債	437,000	315,000	122,000	防犯カメラの直営設置、デジタル防災行政無線追加整備、充電バッテリー整備等に係る市債 起債承認見込額 (行財政局所管)
歳入合計	456,588	1,326,021	△ 869,433	

3 歳出予算の説明

第2款 総務費

第1項 総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				備考
				国 県 支出金	市債	その他 特定財源	一般財源	
2 総務費	738,413	1,600,583	△ 862,170	3,700	437,000	8,644	289,069	
1 総務費	738,413	1,600,583	△ 862,170	3,700	437,000	8,644	289,069	
2 総務管理費	738,413	1,600,583	△ 862,170	3,700	437,000	8,644	289,069	

2 総務管理費 738,413千円

本目は、危機管理体制の充実及び安全で安心なまちづくりの推進に係る経費で、その内容は次のとおりである。

1. 危機管理体制の充実

312,501千円

(1) 危機管理に関する総合調整

- ・ 神戸市防災会議・神戸市国民保護協議会の運営
- ・ 災害・危機発生時の初動対応
- ・ 関係機関との連携強化

(2) 危機管理に関する計画の策定

- ・ 神戸市地域防災計画の修正

(3) 危機対応力の向上

- ・ 訓練の強化・充実
- ・ 災害時の円滑な物資供給
- ・ ケーススタディ等の実施
- ・ 避難所の環境整備

(4) 情報収集・伝達体制等の強化

- ・ オペレーションセンターの運営
- ・ デジタル防災行政無線・危機管理システム・その他ネットワークシステムの運用保守
- ・ ドローンの活用
- ・ メールサービスによる情報発信
- ・ 被災者生活再建支援システムの運用
- ・ 職員中央待機宿舍の運営

2. 安全で安心なまちづくりの推進

425,912千円

(1) 都心部における防災対策の推進

- ・ 帰宅困難者対策の推進
- ・ 津波・高潮避難対策の推進

(2) 土砂災害対策の推進

- ・ 風水害からの適切な避難行動の啓発

(3) 防災啓発の推進

- ・ 防災啓発活動の推進
- ・ 震災教訓の発信・継承

(4) 地域活動への支援

- ・ 地域における防犯活動への支援（防犯カメラ設置補助・青色防犯パトロール）
- ・ 神戸防犯協会への助成
- ・ 区安全会議の開催支援

(5) 連携による安全なまちづくり

- ・ 神戸安全ネット会議への参画・運営
- ・ 犯罪被害者等の支援
- ・ 暴力団排除の推進
- ・ 通学路や主要駅周辺等への防犯カメラ重点設置

(6) 被災地への支援

- ・ 被災自治体への復興支援
- ・ 東日本大震災・熊本地震の市内避難者への情報提供

第3款 市民費
第1項 市民費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				備考
				国 県 支出金	市債	その他 特定財源	一般財源	
3 市民費	450,321	407,861	42,460	—	—	—	443,077	
1 市民費	450,321	407,861	42,460	—	—	—	443,077	
1 職員費	359,542	298,923	60,619	—	—	7,244	352,298	
5 交通安全 対策費	90,779	108,938	△ 18,159	—	—	—	90,779	

1 職員費 359,542千円

本目は、危機管理室職員の給料、職員手当等である。

給 料	146,291千円
職員手当等	107,620千円
共 済 費	54,960千円
会計年度任用職員費	50,444千円
委員報酬費等	227千円

5 交通安全対策費 90,779千円

本目は、交通安全対策の推進に係る経費で、その内容は次のとおりである。

交通安全教育の推進	68,411千円
交通安全市民運動の推進	4,114千円
通学(園)路等の安全対策	1,438千円
違法駐車対策の推進	7,159千円
交通事故被害者の福祉	2,672千円
安全運転支援装置の設置補助	6,985千円

4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
防犯カメラ設置場所調査等	令和2～3年度	30,000

Ⅲ 関連議案

第1号議案

神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例の件

神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の権利利益の保護に配慮しつつ、通学路、駅周辺及び繁華街の道路等に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、子供や女性を対象とした犯罪の予防及び解決その他市民生活の安全の確保を図り、もって安全で安心なまち神戸の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 道路等を継続的に撮影するため、市が設置する撮影装置、当該撮影装置と電気通信回線を通じて接続される情報機器その他必要な関連機器で構成されるもののうち、次条第2項第5号の規定による表示において「神戸市カメラ」と標記されているものをいう。
- (2) 道路等 道路、公園、広場その他公共の用に供する場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 画像 防犯カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録をいう。)であって、画像表示用装置を用いて表示できるもののうち、特定の市民等が識別され、若しくは識別され得るもの又はこれらに係る記録媒体その他の物をいう。

(防犯カメラの設置及び運用)

第3条 市長は、子供や女性を対象とした犯罪の予防及び解決その他市民生活の安全の確保を図るため、道路等に防犯カメラを設置し、撮影し、及び録画すること(次項第5号において「設置等」という。)ができる。

2 市長は、防犯カメラの設置及び運用に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影の対象区域及び範囲を必要最小限度とすること。

(2) 画像の保管期間は、2週間以内の範囲内において規則で定める期間とすること。ただし、法令又は条例(次条第2項第1号において「法令等」という。)の規定に基づき画像を提供する場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合において、市長が必要と認めるときは、2週間を超えて画像を保管することができる。

(3) 保管期間を経過した画像については、消去又は粉砕その他の方法により復元することができないようにすること。

(4) 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 市民等の見やすい場所に、防犯カメラを設置等している旨を表示すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(画像の利用及び提供の制限)

第4条 市長は、捜査機関から画像の提供の要請を受けた場合に限り、犯罪の予防及び解決その他市民生活の安全の確保を図るために必要があると認められる範囲内において、これを当該捜査機関に提供することができる。

2 市長は、前項の目的以外の目的のために画像を利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) 市民等の生命，身体又は財産の保護のため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(管理責任者等の設置)

第5条 市長は，防犯カメラの適正な設置及び運用を行うため，規則で定めるところにより，管理責任者，取扱責任者その他必要な職員（次項において「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等は，規則で定める事務を行う。

(関係機関等との連携)

第6条 市長は，防犯カメラの設置による安全で安心なまちづくりの推進に当たっては，関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

(苦情の処理)

第7条 市長は，防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情の申出があったときは，迅速かつ適切に対応するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は，規則で定めるところにより，毎年度，防犯カメラの運用状況を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和2年5月1日から施行する。

理 由

道路等に防犯カメラを設置し，適正に運用するに当たり，条例を制定する必要があるため。